

税務相談室

源泉徴収

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 納期の特例の承認を受けるための「給与等の支払いを受ける者が常時10人未満である」かどうかの判定に当たり、例えば年末のような繁忙期だけ臨時に従業員を雇い入れたため10人以上となった場合は、この特例の承認は受けられないのでしょうか。
2. 給料や報酬等を支払う者が、次のように源泉所得税を納付しなかった場合には、税務上どのように処理されるのでしょうか。
 - ①源泉所得税を徴収せずに、全額支払ってしまった場合
 - ②源泉所得税を徴収したが、その税金を他に流用した場合
3. 当診療所で勤務している医師は、妻を控除対象配偶者としていました。ところが、その妻は本年7月に死亡しました。このような場合、本医師の年末調整に当たり、配偶者控除と寡夫控除を併せて適用できるのでしょうか。なお、本医師は寡夫控除の対象となる「寡夫」の要件は備えています。

回答

1. 平常の使用人が10人未満であれば、納期の特例は適用できる。

納期の特例とは、給与の支給人員が常時10人未満である納税義務者については、源泉徴収した所得税および復興特別所得税を年2回にまとめて納付する事ができる制度です。

給与等の支払いを受ける者が常時10人未満であるかどうかは、使用人の数が平常の状態において10人未満であるかどうかによって判定することと取り扱われています。繁忙期には、臨時に雇い入れた使用人の数を含めると10人以上となるが、平常は10人未満である場合には、常時10人未満であると取り扱われ、納期の特例の承認を受けられます。

なお、納期の特例の承認を受けるためには、所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。申請月の翌

月から適用になります。

2. いずれの場合も納付すべき税額について税務署長が源泉徴収義務者から強制徴収する。

源泉徴収義務者がその所得税を徴収納付しなかったときは、税務署長は、その所得税を源泉徴収義務者から徴収することとされています。

つまり、源泉所得税については源泉徴収義務者が納税者の立場にたっているわけでありますので、源泉徴収をせずに支払いをしたり、また源泉徴収した所得税を経理担当者などが個人的に流用していた場合であっても、その未納となった税額の納付責任はあくまで源泉徴収義務者にあるわけです。したがって、いずれの場合においても税務署長からの納税の告知は源泉徴収義務者に対して行われることとなります。

ご質問の①の場合に強制徴収されるのは、

- (1)支給した給与等につき徴収すべき税額を給与等の受給者等から徴収する場合はその徴収すべき税額
- (2)支給した給与等につき徴収すべき税額を給与等の受給者等から徴収しない場合には、支給した給与等を源泉所得税徴収後の手取給与額とみなして算定した税額となります。

3. 妻が本医師の控除対象配偶者に該当するかどうかは、妻が死亡した時の現況により、また、本医師が寡夫に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって、それぞれ別に判定することになり、いずれも該当することになる。

納税者が寡夫に該当するかどうかは、その年12月31日（その納税者がその年の途中で死亡した場合には、その死亡の時）の現況により、また、納税者の親族がその人の控除対象配偶者または扶養親族に該当するかどうかは、その年12月31日（その納税者がその年の途中で死亡した場合には、その死亡の時。ただし、その判定に係る親族がその時既に死亡している場合には、その死亡の時）の現況によって、それぞれ判定することとされています。

したがって、本問の場合には、妻が本医師の控除対象配偶者に該当するかどうかは、妻が死亡した時の現況により、また、本医師が寡夫に該当するかどうかは、「本医師は寡夫控除の対象となる寡夫の要件は備えています。」とのことであり、その年の12月31日の現況によって、それぞれ別に判定することになり、いずれも該当することになりますので、本年分の年末調整では、配偶者控除と寡夫控除のいずれも受けることができます。